

議会運営委員会会議録（1回目）

日 時 令和5年3月16日（木） 開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後1時39分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 浅川力三 副委員長 白壁賢一
皆川 巖 猪股尚彦 土橋 亨 山田七穂 市川正末
流石恭史 山田一功
議長 久保田松幸 副議長 古屋雅夫

委員外議員 佐野弘仁 小越智子 飯島 修

欠席者 なし

執行部出席者 総務部長 市川康雄 財政課長 高橋直人

議 題

1 知事提出追加議案について

（1）令和4年度山梨県一般会計補正予算について

- 総務部長から、その概要について説明があった。

2 知事提出追加議案の取り扱いについて

（1）山梨県部等設置条例中改正の件について

（2）令和4年度山梨県一般会計補正予算について

- これらの案件は、本日の本会議に一括して上程し、知事の口頭説明を行うこととされた。
- 質疑のある場合は、発言通告書を知事提案理由説明後、直ちに提出願う。
- 質疑の発言時間は、自民党誠心会、未来やまなし、自由民主党新緑の会、自民党勁草の会及び自由民主党・山梨については各10分以内、公明党、日本共産党及びリベラル山梨については、各5分以内とし、再質疑及び関連質疑は行わない扱いとされた。
- 知事提案理由説明後、会議を一旦休憩し、質疑の取り扱いを協議願う。
- 本件は、総務委員会の所管に係わるものである为上程議案に対する質疑の後、総務委員会に付託することとされた。
- 総務委員会については、追加の議案に係る説明員のみ出席とされた。

(3) 同意案件について

- 本件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託は、これを省略し即決する扱いとされた。

3 議員提出議案の取り扱いについて

(1) 「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例制定の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託は、これを省略して即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(2) 「山梨県手話言語条例制定の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(3) 「本県の強靱化と高付加価値化に向けた土地利用規制の在り方に関する政策提言」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(4) 「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

4 知事提出議案及び請願の取り扱いについて（議運資料 1、2）

(1) 委員長報告について

- 委員長の報告は口頭報告とされた。

(2) 討論について

- 討論は、小越智子議員から第12号議案について反対、請願第3の6号については賛成の、皆川巖議員から第12号議案について賛成のそれぞれ発言通告があった。
- 討論の発言順序は、小越智子議員、皆川巖議員の順とされた。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内とされた。

(3) 採決方法について

- 議案及び請願は、一括して議題に供し、議案については配付の議案採決順序表のとおり、まず、反対のある第12号議案、第13号議案、第17号議案、第22号議案、第28号議案ないし第31号議案を一括して起立により採決し、次いで、第1号議案ないし第11号議案、第14号議案ないし第16号議案、第18号議案ないし第21号議案、第23号議案ないし第27号議案、第32号議案ないし第45号議案を一括して簡易採決の方法によることとされた。
- 請願については、配付の請願採決順序表のとおり、まず、請願第3の6号及び請願第5の3号をそれぞれ起立により採決し、次いで、請願第5の1号及び請願第5の2号を一括して簡易採決の方法によることとされた。

5 知事のあいさつの時期について

- 知事のあいさつは、本日の議事日程終了後、受けることとされた。

6 裁判で係争中の県有地以外の県有地の貸付及び社会政策上の必要等の理由から行う賃料の減免の件について

- 本件は、県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会に付議されていたものであるが、同委員長から委員会報告書の提出があった。
- 本日の閉会日の会議に上程し、口頭による委員長報告ののち、採決する扱いとされた。
- 討論のある場合は、本委員会終了後、直ちに発言通告書の提出を願う。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内とされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

7 本日の議事順序について（議運資料3）

- 本日の議事順序は配付のとおり

8 本会議の開始時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後2時30分とされた。

9 6月定例会の招集日の案について

- 総務部長から、6月定例会の招集日を6月20日に予定している旨の説明があった。
- なお、6月定例会の会期日程については、改選後、協議願うこととされた。

以上